

気仙沼消防署古町出張所救急車事故に係る裁判の判決を受けて

令和元年6月5日

自動車運転処罰法違反（過失運転致死傷）の罪に問われていた気仙沼消防署古町出張所 小山潤消防士に対して、令和元年6月5日、仙台地方裁判所（島田裁判官）から禁錮1年6月、執行猶予3年（求刑禁錮1年6月）の判決が言い渡されました。

今回の有罪判決を非常に重く受け止め、改めて事故によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともにご家族はじめご親族並びに負傷された方々に対しまして心より深くお詫び申し上げます。また圏域住民の皆様にも消防に対する信頼を失墜させたことに関しまして深くお詫び申し上げます。

当組合では、今後二度とこのような事故を起こさないために、交通法令を遵守することはもちろん、事故再発防止対策委員会で協議した具体的方策を提言とし、衝突防止補助装置の設置や安全運転管理要綱の制定、安全運転対策に係る教育の充実化など事故防止体制の整備・強化を図りながら圏域住民の皆様の信頼回復に全職員が一丸となり全力で努めてまいります。

今回の裁判の結果を踏まえて関係職員の処分については、懲戒処分の基準等を鑑みて厳正に対処していきます。

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合

管理者 気仙沼市長 菅原 茂